

<参 考>

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費

【歳入】

(単位:千円)

項 目	予算額
地方消費税交付金	340,100
うち社会保障財源化分	185,500

【歳出】

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

款 項	主な事業	事業費	財 源 内 訳		
			国県支出金	その他 特定財源	一般財源
3款 民生費		1,965,174	974,279	98,136	892,759
1項 社会福祉費	障害者自立支援給 付事業、地域生活支 援事業、高齢者福祉 費、福祉医療費	1,300,884	511,388	47,575	741,921
2項 児童福祉費	児童措置費、保育園 費、施設型給付費負 担金、地域子育て支 援拠点事業、延長保 育促進事業	664,290	462,891	50,561	150,838
4款 衛生費		541,282	13,437	108,990	418,855
1項 保健衛生費	保健活動費、健康増 進事業費、母子保健 事業費、予防費	111,282	13,437	8,990	88,855
3項 病院費	病院費	430,000		100,000	330,000
合 計		2,506,456	987,716	207,126	1,311,614
一般財源のうち、社会保障財源化分の地方消費税交付金					185,500

※引上げ分の地方消費税(市町村交付金を含む。)は、消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他の社会保障施策に要する経費に充てるものとされており、用途の明確化を求められています。